

がけの防災対策に 取り組みましょう!

近年、大雨や台風により各地で老朽化した擁壁や自然斜面において、がけ崩れが発生しています。一般的に自身の所有する宅地において、災害が生じないように維持保全することは、所有者等の義務となります(宅地造成等規制法第16条)。これらの被害を軽減するためには、普段からがけの状態をチェックしておき、変状等が見受けられた場合は**適切に対策を実施すること**が大切です。

本資料では、「注意すべきがけの点検箇所」の一例や実際にがけに変状が見受けられた場合の対応などについてご紹介しますので、参考にしてください。

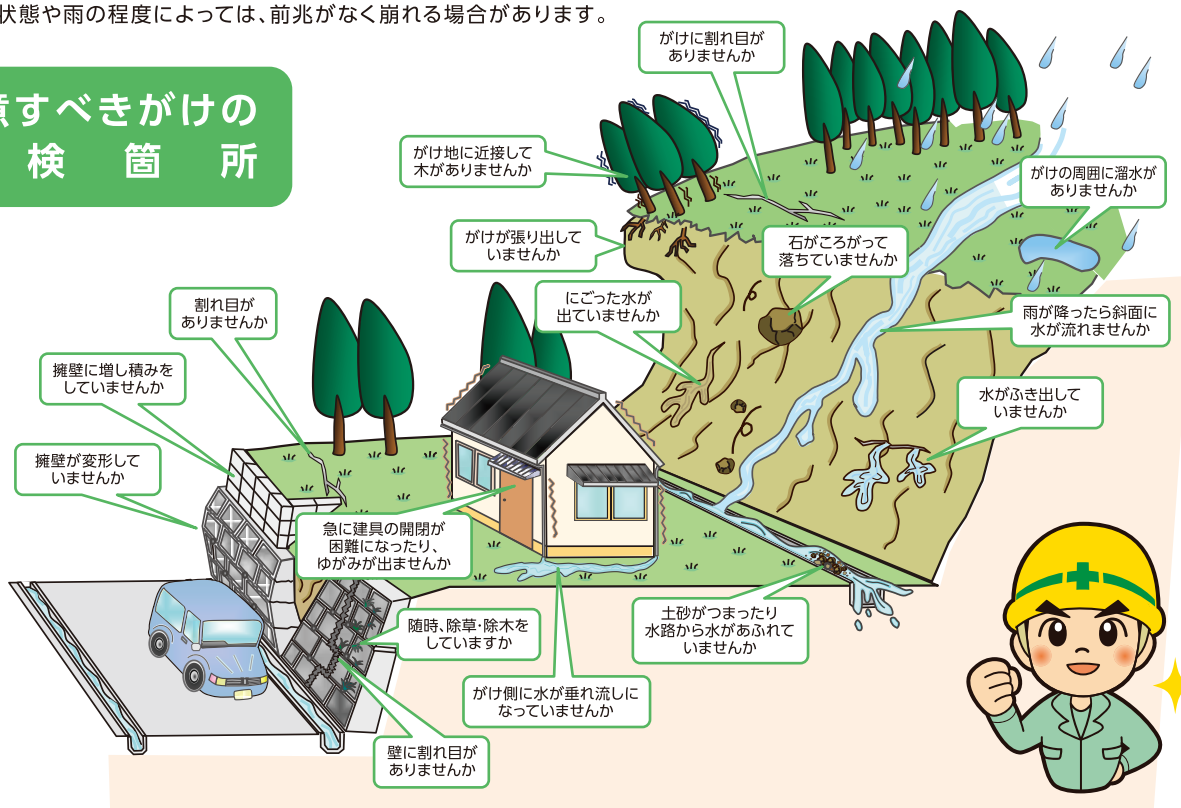
安全で安心な住環境が守られるよう、がけの防災対策に積極的に取り組みましょう。

がけの状態を点検しよう!

がけ崩れの前兆は様々な箇所に現れます※。普段から定期的ながけの状態をチェックし、把握しておくことが大切です。早期に必要な対策を講じることができれば、多くの災害は事前に抑制することができます。下図の項目を参考に、自身が所有するがけについてチェックしてください。

※ がけの状態や雨の程度によっては、前兆がなく崩れる場合があります。

注意すべきがけの 点検箇所



不安に思う項目があった場合

変状が確認できた場合

地元の工務店や施工業者等に
相談しよう!

擁壁に関しては、「擁壁チェックシート」により詳しいチェック箇所等が記載してあります。川崎市役所のHPから『擁壁チェックシート』で検索してください。

がけ等に変状や異変が確認された場合は適切に対応しよう！

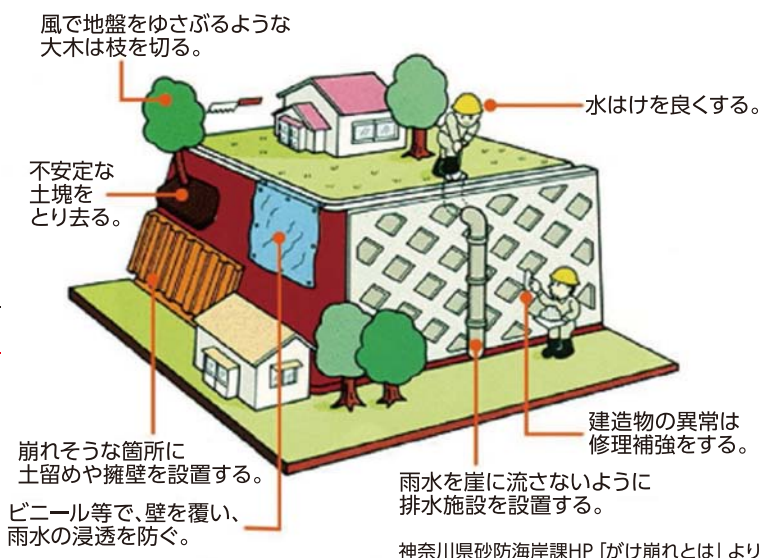
考えられる3つの対応 → ① 経過観察 ② 簡易な防災対策 ③ 全面的な改修や補修

① 経過観察

変状が軽微であり、災害の危険性が低いと判断できる段階においては、確認された変状や異変の記録を残しながら経過観察を行うことが重要です。

② 簡易な防災対策

擁壁や水路、がけ上の草木等を管理することで、がけ崩れのリスクを少しでも減らすことができます。普段からがけの状態をチェックするとともに、**維持管理を定期的に行う**ことが重要です。右図は簡易な防災対策の一例を挙げたものです。



③ 全面的な改修や補修

変状が著しく、根本的に対策を行う必要がある場合（経過観察で明らかに大きな変状が認められた時など）には、擁壁の全面的な改修等を検討する必要があります。下図では既存の擁壁に大きな変状が見られるため、新しい擁壁に造り替えています。



宅地防災工事助成金制度

川崎市では宅地災害の防止を目的として、がけの改修や復旧などを行う宅地防災工事では工事費用の1/3かつ上限300万円、既存のがけの補強や補修などを行う宅地減災工事では工事費用の1/3かつ上限100万円を助成しています。詳しくは「宅地防災工事助成金制度のご案内」（パンフレット）をご覧ください。なお、川崎市役所のHPでも『宅地防災工事助成金制度』についてご紹介しております。

問い合わせ先

川崎市 まちづくり局 指導部 宅地企画指導課 宅地防災担当

電話 044-200-3035

住所 川崎市川崎区宮本町1番地